

住宅用火災警報器を設置しましょう！

※消防法の改正により、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。まだ設置していないご家庭は早急に設置しましょう。

また、経年劣化した警報器は、早めの交換をしましょう。

①住宅用火災警報器とは？

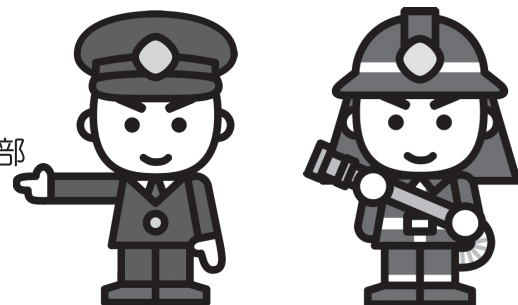
住宅用火災警報器は、火災により発生する煙を感知し、音や音声により警報を発して火災の発生を知らせてくれる機器です。通常は、感知部と警報部が一つの機器の内部に包含されていますので、機器本体を天井や壁に設置するだけで、機能を発揮します。

②値段と販売している所は？

お値段は感知方式や電池寿命、警報音の種類により異なりますが、1個3千円から1万円程度です。購入先は、お近くの電気店・LPガス販売店・ホームセンターなどです。

③設置箇所は？

- 普段就寝に使用される寝室
- 2階に寝室がある場合は、その階の階段の上部
- 台所は任意です



④住宅用火災警報器の交換時期は？

住宅用火災警報器は、10年が交換目安となっています。交換時期の明記された物や自動試験機能付の物もあります。交換時期を経過する前に、また、自動試験により故障が判明した時はすぐに本体を交換して下さい。

⑤電池交換について

住宅用火災警報器の電源に電池を用いる物を電池方式といいます。電池方式の物は電池交換が必要です。電池切れ警告音や音声、ランプで交換時期をお知らせしますので、忘れずに電池交換をして下さい。

⑥住宅用火災警報器の設置率について

住宅用火災警報器の設置率は、平成28年6月1日時点で津久見市は80%、大分県においても86.2%と、全国で7番目の設置率となっています。

⑦悪質な訪問販売による被害に注意しましょう。

消防職員が住宅用火災警報器の訪問販売をする事はありません。



●問い合わせ先 / 津久見市消防本部 予防係 ☎82-5211

11月9日(水)～11月15日(火) 秋の全国火災予防運動実施

平成28年度
全国統一防火標語『消しましょう その火その時 その場所で』

秋の全国火災予防運動とは？

これから冬にかけては空気が乾燥し、火災が起こりやすくなります。

この運動は、火災が発生しやすい気候となる時季を迎えるのに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的として実施するものです。

暖房器具等の火気を使う機会も多くなってきますので、家族一人ひとりの「慣れ」や「油断」から、火災を起こさぬよう防火の重要性を十分に自覚し、次の「いのちを守る7つのポイント」を参考に普段の生活の中で火災予防を実践していくことが大切です。

いのちを守る7つのポイント

3つの習慣

- ①寝たばこは、絶対やめる。
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ②寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

老朽化した消火器は絶対に使用しないでください！

最近、老朽化した消火器が、破裂し受傷したと見られる事故が全国で相次いで発生しています。

今後、津久見市で類似の事故が発生することを防止するため、老朽化消火器は速やかに廃棄処理してください。

※消火器は一般ゴミとして処分できません。

老朽化消火器については、放射、解体等の廃棄処理を自ら行わないで、専門業者に廃棄処理を依頼してください。

老朽化消火器の廃棄業者については消防署へお問い合わせください。